

予防

よもや話

第6回

読者さんからの質疑に  
対する回答について①

纏 消之助

読者の皆さん！ こんにちは！

さて、第6回予防よもや話は、本誌の読者である設計士さん（以下「A氏」と呼ばさせていただきます。）からご質問とご意見をいただきましたので、近代消防社さんと協議のうえ、取り上げることになりました。なお、ご質問4件、ご意見1件ありますので、本号と次号の2回に分けて回答したいと思います。お付き合いの程をどうぞ宜しくお願い致します。

## 1 消防同意の審査範囲について

最初のご質問は、「消防同意の審査範囲について」です。

A氏は、「消防本部の統一した見解としては、消防同意の審査対象範囲は、関係法令の防火に関すること（防火に関する規定）としており、建築基準関係規定の他に消防法令の全ての規定、火災予防条例の規定も含まれるとしております。

.....(中略).....

設計を担う者としては、確認申請に際して、消防同意の審査対象である建築物の防火に関する規定を考慮すべきなのか、「建築基準関係規定」の範囲でよろしいのか判断に苦慮するものです。この「建築基準関係規定」と「防火に関する規定」との関係をご存知でしょうか？」とご質問されました。このご質問の回答はハッキリしています。答えは「確認申請に際して、消防同意の審査対象である建築物の防火に関する規定、すなわち、建

築基準関係規定の他に消防法令の全ての規定、火災予防条例の規定も含まれます。」です。

消防法第7条（建築許可等についての消防長又は消防署長の同意）の趣旨は、「消防機関が、防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画の段階で防火上の観点からチェックし、予防行政の目的を達成しようとするものです。これによって、1つの手続きにより、同時に2つの行政機関の行政目的の達成が可能となるものです。」からです。また、「建築物の防火に関する規定」は、防火上の目的を有するものであればいかなるものも含まれます。具体的には、消防法、同施行令、同施行規則、危険物政令、同規則、建築基準法、同施行令、都市計画法、同施行令、火薬取締法令、高圧ガス保安法令、労働安全衛生法令、石油パイプライン事業法令、火災予防条例、建築安全条例等の防火に関する規定です。なお、これらの説明は、私の個人的な解釈ではなく、消防職員のバイブルであります「逐条解説 消防法」（総務省消防庁監修）の中できちんと明記されておりますので、ご参考にしてください。

また、A氏は、国交省が発した、「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成11年4月28日住指発第201号・住街発第48号）により審査範囲の明確を図っており、「建築基準法関係規定以外の法令の審査を行うことのないようにされたい。」と建築行政機関の判断根拠だと述べられていますが、消防法第7条で定められている内容を国交省が通知文で否定す

ることはあり得ませんし、ましてや、総務省消防庁の所管である消防同意の審査範囲について国交省が物申すことは、霞ヶ関の慣習ではあり得ないことです。この点はA氏の勘違いかと思われます。

A氏から届いたメールを読みますと、このご質問の背景には、どうやら経緯があるようです。ある確認申請の消防同意の指摘事項がなかった建物の中間検査時において、消防側から、①火災予防条例（例）の避難施設の管理について、②同条例の屋上の少量危険物の一般取扱所（自家発電設備）の設置についての指摘があったのです。

つまり、確認申請時には消防側は何も指摘しなかったのに、中間検査時に急に追加の指摘を出してきた。消防の見落としか？ そもそも火災予防条例は防火に関する規定には含まれないのか？ 消防側がきちんと回答していない状況です。

私がA氏のメールから推察すると、本件は消防側の見落としではないかと思えます。「防火に関する規定」には火災予防条例は含まれますので、それは明白です。

しかし、このようなケースは実際としてありがちなケースです。消防の担当者も時としてヒューマンエラーを起こしてしまいます。私も過去にこのようなミスを起こしたことがあります。確認申請や消防同意の趣旨は、建物の設計段階から、つまり早い段階から建築主に準備させる必要があるわけですから、後追い工事になることは建築主に負担をかけてしまうことになりま

す。従って、出来るだけ建築主の負担を少なくしてあげることが大切です。

しかし、ここでA氏に考えていただきたいのですが、そもそも確認申請を出される書類が関係法令に適合しているか準備するのは一体誰が行わなければならないのでしょうか？申請者側の責任ではないのでしょうか？しかし、申請者も全ての法令を熟知しているわけではありませんから、そこで建築や防火の専門家にチェックしてもらっているのではないのでしょうか？

また、仮に消防側に見落としがあったとして、一体誰が損するのでしょうか？工事関係者さんのご負担も当然あるでしょうが、消防が何も指摘しないままで、そのままにしておいたら誰が一番損するのでしょうか？それはその建物にお住まいになる方が一番損するのではないのでしょうか？危険な状態のままの建物に住まわされることになるのですから、万一火災が発生して避難に支障をきたすようなことがあったら生命又は身体に関わることになりませんか？

このケースでは、消防側が自らの落ち度を認めないということも反省すべき点です。しかし、大事な点は、ミスを指摘することよりもその建物を安全に建てることではないのでしょうか？以上の回答でご納得いただけたでしょうか？

## 2 法令用語の読み方について

次の質問は、法令用語の読み方についてです。第2回のよもや話でご紹介しましたが、法令文を正しく読むことが何よりも大事で、出発点になります。読み方を間違ったら大変なことになります。そのため、早い段階でこの点を述べさせていただきました。

A氏の質問は、「及び」と「又は」の使い方の違いについてご質問されてき

ました。背景には、消防法施行令第28条及び同規則第30条第3号口の排煙に係る規定中の「排煙機又は給気機に接続されていること。」の「又は」の使い方についてです。

A氏は「及び」は両方の要素を持つものに対し、「又は」どちらか一方の要素を持つことだとの解釈をしていましたが、国が反対の解釈をしている。どちらが正しいのかということをご質問をされてきました。

「B及びC」と「B又はC」の違いは私が説明しなくても皆様ご存知だと思いますが、敢えて説明させていただきますと、「B及びC」は、BかつC、B and Cです。つまりBとCの両方の要素を持つということです。それに対して、「B又はC」は、BあるいはCは、B or Cです。BかCのどちらかの要素を持つということです。従いまして、A氏の「又は」の解釈は正しいと思います。この条文の読み方は、「排煙機か給気機のどちらかに接続されていれば良い」が正しい読み方です。

ただし、この排煙機の基準については、正直申し上げますと、昔から、問題があることは聞いておりました。改正できない何かの原因やら経緯があるのではないかと推測します。排煙基準については、私自身もあまり詳しくないので、ハッキリした事は言えませんが、「基準を修正しなくて良いのか」、「修正できないのか」はよくわかりません。いずれにしても、問題点があつて混乱しているならば、先送りするのではなくハッキリさせていくべきかと考えます。修正すべき点があるのならよく議論して修正していくのが正道だと考えます。

紙面の関係で、次の質問にいきますと説明が不十分になってしまいますので、第1回のご質問の回答はここまでとさせていただきます。第2回目のご質問の内容は、複合用途防火対象の取

り扱い方と「建築物」・「防火対象物」の違いについてです。その他に消防機関に対する貴重なご意見がありましたので、ご紹介させていただきます。

今回のご質問のメールを拝見しましたとき、A氏は実はこのご質問の正解を知っていながら、ご質問されていると感じました。文面から、A氏はよく勉強して、調べていることが読み取れます。従いまして、A氏は、予担当者の人に、よく調べて、勉強して、適時・適正かつ公正な指摘をもらいたいと訴えているのではないかと思います。

私が、このコーナーを担当することになったきっかけは、近代消防社の編集担当者さんの予防行政に対する熱い想いと予防行政の将来に正直憂いを抱いている面が少なからずあったからです。全国の若い予防業務従事者の方々が、防火の専門家として、防火対象物の防火安全の確保に推進していかってほしいからです。また、若い人に予防行政のやりがいを見出してもらいたいからです。しかし、そのためには、若い人にももっと切磋琢磨してもらい、適正かつ公平に予防業務を遂行してもらいたいのです。

今回、たまたまA氏が質問してきてくれたことにより、現在の予防行政の実態を垣間見ることができました。以前からも危惧はしていましたが、若い職員の人材育成が喫緊の課題です。これは消防の世界だけとは限らず、各分野における課題となっています。

今は、若い予防技術者の育成を真剣に考えていかなければいけない時期なのです。全国の予防技術者さんと共にこの問題点の解決に少しでもお役に立てることができましたらとても嬉しく思います。皆様の忌憚りの無いご意見をお待ちしております。

(続く)